

G 0 0 4 点滴注射（1日につき）

【点数の見直し】

- 1 6歳未満の乳幼児に対するもの（1日分の注射量が100mL以上の場合） 95点
- 2 1に掲げる者以外の者に対するもの（1日分の注射量が500mL以上の場合） 95点
- 3 その他の場合（入院中の患者以外の患者に限る。） 47点

98点  
97点  
49点

【注の見直し】

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、42点を加算する。

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、45点を加算する。

G 0 0 7 腱鞘内注射

【点数の見直し】

25点 → 27点

G 0 1 2 結膜下注射

【点数の見直し】

25点 → 27点

G 0 1 2 - 2 自家血清の眼球注射

【点数の見直し】

25点 → 27点

【新設】

（新設） → G 0 1 7 腋窩多汗症注射（片側につき）

200点

第2款 無菌製剤処理料